

三重県からのお知らせ

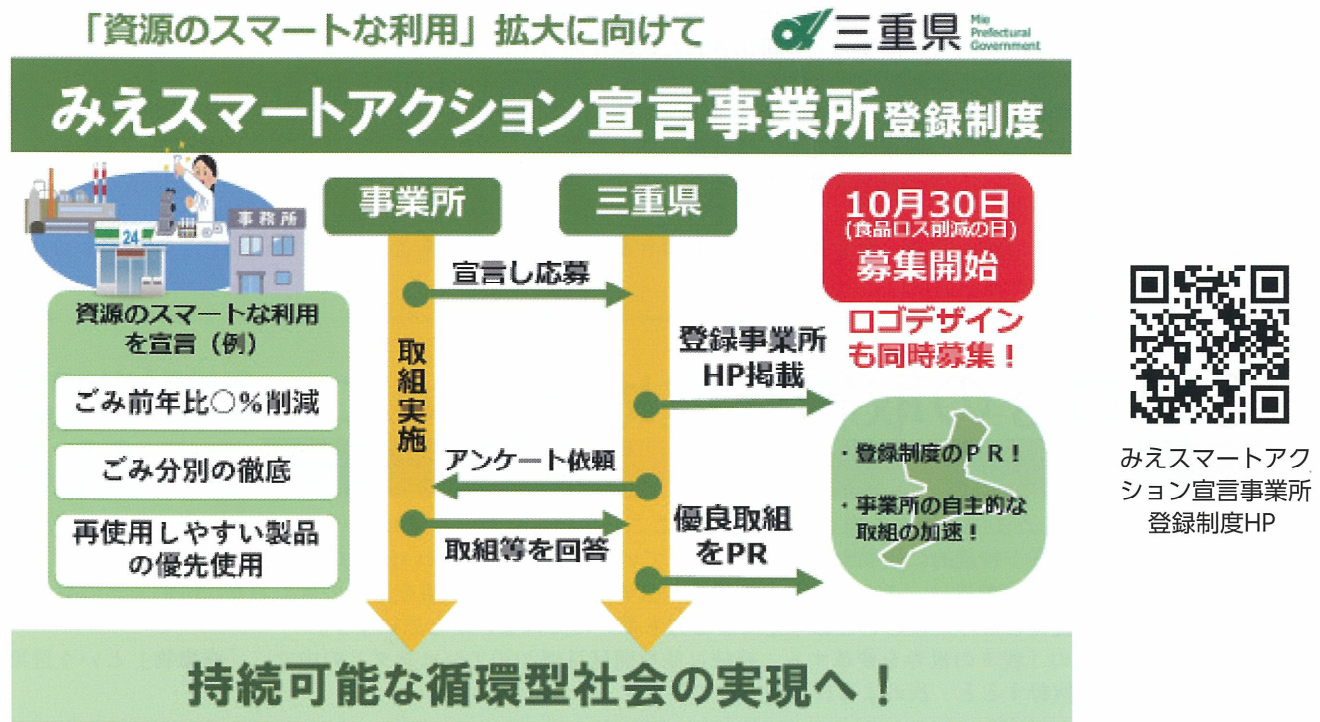
「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」について(令和2年10月30日から)

持続可能な循環型社会を構築するためには、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル全体で資源循環を図り、「資源のスマートな利用^{※1}」を促進することが必要です。

このことを実現していくために、資源のスマートな利用を宣言し、新しく自主的な取組を実施する事業所を「みえスマートアクション事業所」として登録する制度を令和2年10月30日から開始しました。ぜひ、この取組に積極的に参加していただき、「資源のスマートな利用」の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

※1 「資源のスマートな利用」とは、製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル各段階で、環境負荷低減を図りつつ、資源循環を推進する取組のことです。

※2 宣言いただく取組内容の例としては、「廃棄物を前年比10%削減」、「電子マニフェストを活用し適正処理を行う」、「会社でマイバッグの利用を推進」、「水平リサイクル等の高度なりサイクルへの参加、協力」などがあります。



○みえスマートアクション宣言事業所登録制度への応募について

(1) 応募方法

県ホームページ (<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000107.htm>) にある「応募様式」に必要事項をご記入のうえ、下記応募先あてに、メール等で随時お申込みください。

【応募・問い合わせ】

三重県環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課
TEL: 059-224-3310 FAX: 059-222-8136
メール: haikik@pref.mie.lg.jp

(2) 応募資格

県内で活動する事業所、団体（一般財団法人、NPO団体など）
※企業間で連携し合同で応募することも可能です。

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく合意形成手続について

平成21年4月に施行した「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」については、令和2年3月に改正され、同年10月に改正条例が施行されました。

三重県内で産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする者（事業計画者）は、法に基づく申請や設置等工事の前に、改正条例に基づき、関係住民等との合意形成を図っていただく必要があります。

①産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（第19条）

事業計画者は、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理の方法について計画段階から関係住民等との合意形成を図るとともに、関係地域の生活環境の保全に配慮してください。

＜対象となる産業廃棄物の処理施設＞

- ◆産業廃棄物処分業の用に供する処理施設
- ◆産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替保管施設

②合意形成手続（第20条）

事業計画者は、法に基づく申請や設置等工事の前に、関係住民等との合意形成手続を実施し、県から手続終了の通知を受けておかなければなりません。

当該手続終了の通知の効力は、通知を受けた日から2年です。

＜合意形成を図る関係住民等＞

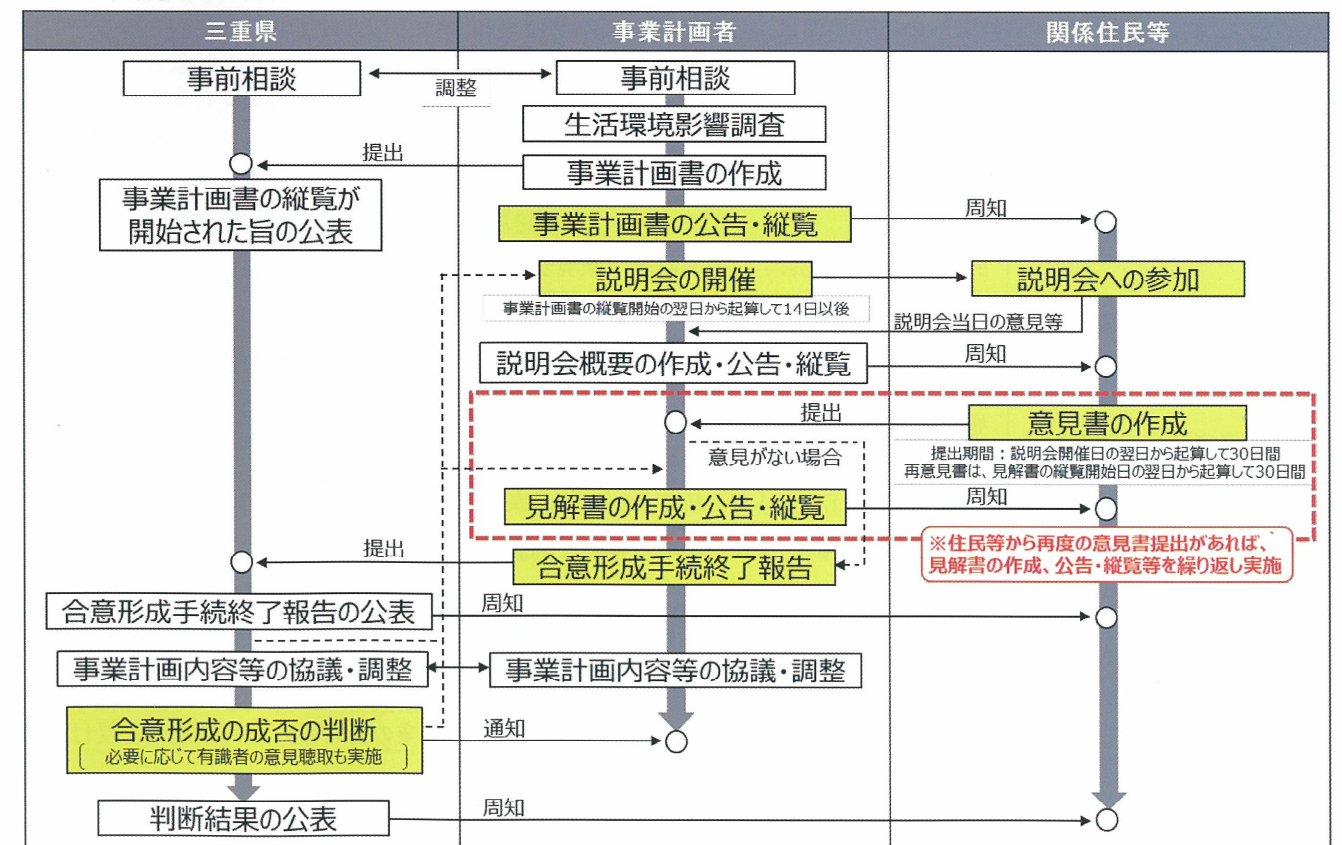
- ◆事業計画地の隣接地（事業計画地の敷地境界から概ね20m以内）の土地所有者等
- ◆事業計画地の敷地境界から一定範囲内（設置する施設の種類に応じて概ね100～1,000m以内）の居住者等
- ◆放流水がある場合には、放流地点から下流方向へ概ね1,000m以内の河川、水路の管理者等

③事業計画書の提出・公告・縦覧（第21条・第22条）

事業計画者は、周辺地域の生活環境影響調査を実施の上、事業計画書を作成し、県へ提出してください。提出後、その旨等を公告し、事業計画書の写しを手続終了まで縦覧に供するほか、インターネットの利用により公表してください。

なお、事業計画書には「説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法」を記載する必要があります。事業計画が関係住民等に十分周知されるよう、地域の実情に応じて適切な方法を検討のうえ、記載してください。

＜合意形成手続のフロー＞



上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に基づき審査